



2025 年(令和 7 年) 9 月 12 日

逗子市議会議員 匂 坂 祐 二 様

逗子市議会議員政治倫理審査会
委員長 眞 下 政 次

審査結果報告書

令和 7 年 8 月 21 日に審査の付託を受けた 8 件の調査請求の適否について、逗子市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第 6 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 調査請求の対象となった議員（以下「対象議員」という。）

- (1) 佐藤 恵子 議員
- (2) 服部 誠 議員

2 調査請求のあった違反の内容及び違反の根拠

- (1) 佐藤 恵子 議員

① 違反の内容

自らの政治団体を利用して市民に飲食を提供した。つまり市議会議員という立場を利用し、市民に品を渡した。

② 違反の根拠 条例第 3 条第 5 号

- (2) 服部 誠 議員 1

① 違反の内容

自身の市議会議員による影響力を不正に行使する為に、自身が代表であると虚偽の申請を教育委員会に行い、市職員の公正な職務執行を妨げた。

さらに、逗子市立小学校に周知の為のチラシを配布させ、市職員の公正な職務執行を重ねて妨げた。

また、その地位を利用して開催したイベントにおいて、市民から金銭を受け取った。

② 違反の根拠 条例第 3 条第 3 号及び第 5 号

- (3) 服部 誠 議員 2

① 違反の内容

自身の市議会議員による影響力を不正に行使する為に、代表が自身であると虚偽の申請を教育委員会に行い、市職員の公正な職務執行を妨げた。

さらにその地位を利用して開催した事業において、市民に品を授受した。

② 違反の根拠 条例第3条第3号及び第5号

(4) 服部 誠 議員 3

① 違反の内容

自身の市議会議員による影響力を不正に行使する為に、代表が自身であると虚偽の申請を教育委員会に行い、市職員の公正な職務執行を妨げた。

これについての行政委員会による聞き取りに虚偽の回答をし、さらに市職員の公正な職務執行を妨げた。

さらに、逗子市内の中学校にチラシを配布並びに市広報板での周知を行わせ、市職員の公正な職務執行を重ねて妨げた。

その地位を利用して開催したイベントにおいて、市民から金銭を受け取った。

② 違反の根拠 条例第3条第3号及び第5号

(5) 服部 誠 議員 4

① 違反の内容

市議会議員である自身が代表である団体において、飲食を提供する事業の後援申請を逗子市教育委員会に行った。

明らかに公職選挙法違反であり、本来承認されないはずである違法性の高い事業を、市議会議員の権限によって承認させた。

さらに、その地位を利用して開催した事業において、市民に飲食を提供した。

② 違反の根拠 条例第3条第1号、第3号及び第5号

(6) 服部 誠 議員 5

① 違反の内容

自身の市議会議員による影響力を不正に行使する為に、代表が自身であると虚偽の申請を教育委員会に行い、市職員の公正な職務執行を妨げた。

これについて後日、行政委員会事務局からの聞き取りに対し「未成年者名義での申請は不可であるとの回答であったことから、自身名義で申請することとなった経緯がある」と回答している。しかしながら、令和7年逗子市議会第2回定例会における平野議員の一般質問に対して行政からは、未成年であることを理由に後援を認めないという事はないという旨の答弁がなされている。よって、行政委員会事務局へも虚偽の回答を行い、市職員の公正な職務執行を妨げた。

また、事業の参加費について「経費を除き、全額を被災地に寄付します。」と、あたかも被災地への義援金を募る内容で申請されているが、チラシや企画書には支援金となっている。支援金はボランティア団体がその活動の際に使用することができる、いわばボランティア活動の経費として使用できるものであり、義援金とはその性質が大きく異なる。このように誤認させる内容の申請により、市職員の公正な職務執行をさらに妨げた。

次に、逗子市内の小中学校にチラシを配布並びに市広報板での周知を行わせ、市職員の公正な職務執行を重ねて妨げた。

他、その地位を利用して開催した事業において、市民から金銭を受け取った。

② 違反の根拠 条例第3条第3号及び第5号

(7) 服部 誠 議員 6

① 違反の内容

「何か特別な配慮」つまり市議会議員の影響力を不正に行使して、市の後援を取りつけた。

その地位を利用して開催したイベントにおいて、市民に品を渡した。

② 違反の根拠 条例第3条第3号及び第5号

(8) 服部 誠 議員 7

① 違反の内容

自身の市議会議員による影響力を不正に行使する為に、代表が自身であると虚偽の申請を教育委員会に行い、市職員の公正な職務執行を妨げた。

これについての行政委員会による聞き取りに虚偽の回答をし、さらに市職員の公正な職務執行を妨げた。

さらに、逗子市内の中学校にチラシを配布並びに市広報板での周知を行わせ、市職員の公正な職務執行を重ねて妨げた。

その地位を利用して開催したイベントにおいて、市民から金銭を受け取った。

② 違反の根拠 条例第3条第3号及び第5号

3 審査の結果

佐藤 恵子 議員及び服部 誠 議員（7件）の調査請求はいずれも審査に適していない。

【理由】

(1) 佐藤 恵子 議員

確たる資料の添付はない。また、逗子市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、公職選挙法違反について判断する立場ではないため。

(2) 服部 誠 議員（7件）

① 虚偽の申請を行ったことについての確たる資料の添付がないため。

② 公正な職務執行を妨げたことについての確たる資料の添付がないため。

③ 市民に対し、金品を授受したということについての確たる資料の添付はない。
また、審査会は、公職選挙法違反について判断する立場ではないため。

4 必要と認める措置の勧告

対象議員は謝罪文を議長に提出（議長が定めた謝罪文への署名）し、当該謝罪文を

不特定多数が知り得る各議員個人のウェブサイト等へ一月以上掲載すること。

【理由】

条例第3条に規定する政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたことにより、逗子市議会の品位と名誉を損ねたことから、対象議員は同条例の趣旨を改めて理解するとともに、市民への説明責任を果たし、議会関係者へ謝罪を行う必要があるため、条例第5条第4項に基づき、必要と認める措置を勧告するもの。

5 審査の経過と概要 別紙のとおり

(別紙)

審査の経過と概要

1 審査会の設置

令和7年6月23日付けで、中西 直美氏（以下「請求者」という。）から議長に対し、条例第4条に基づく調査請求書が佐藤 恵子 議員について1件、服部 誠 議員について7件、提出された。

調査請求書の受理後、7月1日付けで条例第4条に基づく選挙権の確認を行い、同日付で逗子市議会議員政治倫理条例施行規程（以下「規程」という。）第2条第2項に規定する補正を求めた。

請求者から、7月8日及び7月28日付けで補正として書類の提出があり、受理した。

これを受け、8月1日付けで議長が条例第5条第1項の規定に基づき、審査会を設置し、同条第3項の規定に基づき、審査会の委員（以下「委員」という。）を指名した。

委員に指名された議員は次のとおりである。

江渕真紀子 議員	加藤 秀子 議員	高野 毅 議員
平野 和之 議員	眞下 政次 議員	丸山 治章 議員
桐ヶ谷一孝 議員		

2 審査会の概要

【第1回審査会】

令和7年8月21日、全委員出席のもと、開催した。

規程第3条第1項の規定により、審査会の委員長に眞下 政次 議員、副委員長に加藤 秀子 議員が互選された。

次に、審査会の会議は原則公開で行うことを決定し、調査請求の適否についての審査に入った。

(1) 調査請求書 佐藤 恵子 議員について

委員から述べられた意見の概要は次のとおりである。

- 調査請求となった事案については、公職選挙法、政治資金規正法において、会計責任者が責任を問われるものであり、議員個人が対象となっているものではない。

本件について、虚偽や不適切と思われる点が複数ある。

元議員である請求者が請求している内容に不足があるとは考えているが、市民

からの請求として考えた場合は、審査に適していると考えている。

- 請求者は現在無所属で政治活動を行い、今回の件について、市議会は何も行っていないという内容のチラシを駅前等で配布している。この審査会が一市民の政治活動に利用されることがないように、提出された確たる資料に基づいて、しっかりと判断していくことが求められていると考えている。

その上で、請求内容にある公職選挙法の寄附の禁止に当たるかどうかというところは、法的構成要件が満たされているかという点で見なければならぬと考えており、添付資料からは、寄附を行ったという行為、寄附を受けた行為、会計責任者に対する選任、監督違反について、立証する必要があるが、寄附を行ったという行為を立証するための資料は添付されていない。

審査会は捜査機関ではないため、公職選挙法違反かどうか判断する立場ではない。当然ながら選挙管理委員会にもその権限はない。司法において、公職選挙法違反が成立した場合は、改めて、政治倫理違反が認定されるものと考えている。

しかしながら、本市議会の名誉や品位を失墜させた行為は問責に値すると考え、議員本人の謝罪と説明責任はしっかりと果たしていく必要がある。

(2) 調査請求書 服部 誠 議員 1 から 7 について（7 件一括審査）

委員から述べられた意見の概要は次のとおりである。

- 1 については、違反の内容について、資料からは読み取れないので否とする。

3 については、団体の代表が子どもであるとするならば、虚偽で書類を申請したということになり、虚偽自体が行政業務を妨げる行為である。

5 は団体の代表が子どもだとした場合、募金の管理を服部議員個人の口座で行っているのだとしたら、被害者が子どもになる可能性もある。また、これが寄附だった場合には、政治資金規正法、あるいは、公職選挙法違反の疑惑もあるのではないかと。

基本的には、法律論よりも倫理観というのはハードルが低いことから、倫理的な調査はすべきである。

- 調査請求があった 7 件については、①虚偽の申請を行ったこと、②市職員の公正な職務執行を妨げたこと、③市民に対し、金品を授受したという 3 点についての請求があったものと判断している。

①虚偽の申請については、確たる資料の添付は一切ない。

②市職員の公正な職務執行を妨げたことについては、公務執行を妨害したということになるが、どのような形で妨害したのかを証する資料の添付はなかった。また、市職員から申立てが議長に寄せられているという事実もない。

③市民に対し、金品を授受したことについては、佐藤議員への請求と同様に、公職選挙法違反という内容での請求と推察するが、それらを証する資料の添付は

ない。

ただし、同僚議員から、議会において、公職選挙法違反に当たるのではないかと
の質問がなされるような行為を行っていること自体については、問題があると
捉えている。

5のボランティアバスツアーについては、不特定多数の参加者から参加費を直
接集めるのは実費だけでも旅行業法違反に当たるが、偶発する災害を踏まえ、身
体的及び財産的安全の保護及び旅行目的が達成されるよう必要な措置をとるも
のについては、旅行業法に抵触しないものとして運用が緩和されている。この団
体は高校生を代表とする任意団体であることから、教育委員会が確認を行ったの
かどうかも含め、募集について協力していることには問題があると捉えており、
是正を求めたい。

さらに、子どもたちを主体とした募金活動については、個人の口座に一旦プー
ルするようなことがあれば、横領罪が認定される可能性もあるため、誤解を招か
ないような形で行う必要がある。募金活動を行うためのガイドライン等が示され
ているため、そういったものに準拠して行う必要がある。

以上のことから、金銭の授受があったかどうか、権限を濫用したかどうか以外
にも、市民の信頼を損なうような行為をしてはならず、倫理違反とみなされるお
それがあることから、これらの請求を踏まえて、自らの行動を戒めることは求め
ておきたい。

(3) 調査請求の適否の決定について
表決により次のとおり決定した。

調 査 請 求 事 案	結 果
佐藤 恵子 議員	適していない（賛成少数）
服部 誠 議員 1	適していない（賛成なし）
服部 誠 議員 2	適していない（賛成少数）
服部 誠 議員 3	適していない（賛成少数）
服部 誠 議員 4	適していない（賛成少数）
服部 誠 議員 5	適していない（賛成少数）
服部 誠 議員 6	適していない（賛成少数）
服部 誠 議員 7	適していない（賛成少数）

(4) 対象議員の意見の開陳

規程第6条の規定に基づく意見の開陳を行った。当該議員から述べられた意見
の概要は次のとおりである。

● 佐藤 恵子 議員

本日は、忙しい中、審査会にお集まりいただき感謝する。今後も条例を遵守し、
慎み深く行動していきたい。

● 服部 誠 議員

審査いただいた委員の皆様には、忙しい中、時間をおかけしたことを心よりお
詫び申し上げる。今後も条例を遵守して行動していく。

(5) 審査結果の報告について

すべての案件を調査請求に「適していない」と決定したため、条例第6条第4
項に規定する審査結果の報告について協議を行った。

今回の審査会において、審査結果報告書（以下「報告書」という。）の正副委員
長案を提示し、協議することで決定した。

報告書に記載する必要と認める措置の勧告について、委員から述べられた意見
の概要は次のとおりである。

- 議会に対する市民の信頼を損ねており、疑惑のまま当該議員からの説明もない
ことから勧告が妥当である。
- 服部 誠 議員の調査請求の全てではないが、募金活動やボランティアバスツ
アーについては議員の立場でありながら、問題があったと捉えており、反省を求
めるべきであるため、勧告が妥当である。
- 調査請求については、政治倫理基準に当てはまらないとの認識であるため否とし
たが、条例第2条第2項に政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合
には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならないとして
いることから、当該議員への勧告が妥当である。

【第2回審査会】

令和7年9月12日、全委員出席のもと、開催した。

条例第6条第4項に規定する議長への報告書及び必要と認める措置の勧告にある
謝罪文の正副委員長案について協議し、原案どおり決定した。